

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第227号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

定期中央省庁要請行動と 幹部研修会を開催

幹部研修会を開催

中央本部(会長 川上高幸)では、11月22日、午前11時から定期中央省庁要請行動を、午後2時から自由民主党本部の9F901会議室に全国から150名余りを集め、平成30年度の幹部研修会を開催した。

幹部研修会では司会を新井由美子・中央本部女性部長が務め、開会のあいさつを上田藤兵衛・中央本部副会長が行った。

主催者代表あいさつで川上高幸・中央本部会長は、「部落差別解消法案」



平成30年度幹部研修会であいさつする川上会長

の成立で、地方公共団体へ条例を求めている活動をしている団体があるが、私も自由同和会は本年開催の第33回の全国大会で反対の決議を行っていることを再確認した。

来賓のあいさつでは、自由民主党を代表して二階俊博・幹事長、(公社) 全国人権教育研究協議会の柏木康夫・事務局長、(一社) LGBT理解増進会の繁内幸治・代表理事の3名から激励をいただいた。

祝電を披露し、シンポジウムに移り、幹部研修会では初の学校での同和学習をテーマにした「学校での同和学習はどうあるべきか」―小・中・高それぞれの役割について―とし、パネリストに関西大学の石元清英・社会学部教授と京都産業大学の難本昌久・文化学部教授、コーディネーターを中央本部の平河秀樹・事務局長が務め、議論を行った。

閉会のあいさつを、野口賢二・中央本部副会長が行い、閉会した。

差別問題特命委と 部落問題小委との合同会議

自民党の差別問題に関する特命委員会は部落問題に関する小委員会との合同会議を12月6日午前11時から

今号の内容	
要請行動と幹部研修	1P
差別問題特命委と 部落問題小委の合同会議	1P
二階・幹事長への要望書	2P
シンポジウムと祝電	3P
定期中央省庁要請行動	4P
都府県関係	5P
難本昌久さんの長期連載30話	6P

自民党本部において合同会議を開き、「部落差別解消法」施行後の取り組みや進捗状況について、法務省・総務省・文科省・厚労省・国交省よりヒヤリングを行った。当会からは、川上会長、上田・副会長、野口・副会長、平河・事務局長が出席した。



左より 門 博文、山口 壯、平沢 勝栄、各衆議院議員

自由民主党・幹事長
衆議院議員 二階 俊博 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

地方公共団体では、差別事象が減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「法」の成立はこのような取り組みに歯止めを掛けるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、次期国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、本年8月に審査があり、その結果でも同じ勧告が同月の30日に公表されました。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、この報告に対する国連の委員会からの見解で同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

平成30年11月22日

自由同和会中央本部
会長 川上高幸

幹部研修会での

シンポジウム

今回のシンポジウムは、学校での同和学習を初めて取り上げた。

シンポジウムのテーマは

「学校での同和学習はどうあるべきか」一小・中・高それぞれの役割についてとして、

パネリストに、

関西大学社会学部教授

石元 清秀

京都産業大学文化学部教授

灘本 昌久

コーディネーターに、

自由同和会中央本部事務局長

平河 秀樹

1. 同和对策関係法があった時期と法が失効してから、自校の学校他校の教育現場で、何か違いはありましたか。

また、「部落差別解消法」が成立してから、何か違いはありますか。

2. 江戸時代の身分制と言われているた士・農・工・商、えた・非人が、現在の教科書では、武士、百姓、町人、えた・非人になっていますが、変更されたのはなぜですか。

また、教える内容に違いはありますか。

3. いずれの教科書でも、部落差別の現状については詳しく記述されていないが、どのタイミングでどの

ような内容にするべきと思われるか。

4. 中学校でしっかり同和学習してきた生徒でも、親に同和関係との結婚を告げたとき「あなたはいいかもいけないが、産まれてくる子供が差別されるかもしれないし、兄弟姉妹の結婚に差し障りが出てくることも考えて」と言われると、自分は差別しないという自信にグラつきが生じる。との意見にどのように返答されますか。

5. 今後の同和学習はどうあるべきだと思いますか。

まとめ

①法失効後は、急速に同和学習は後退したが、「部落差別解消法」の成立で復活の兆しが見える。

②大学の学生へのアンケート調査で、小・中・高での人権教育で同和問題を学習している学生が年々減少していることが分かるし、同和学習してきた学生でもマイナスイメージを持っている。

③現在では近世政治起源説は否定されてきている。

④発達段階を踏まえた同和学習が望ましい。

⑤リアリティーを持たせるためにも具体的な内容に踏み込むことが必要。

⑥教職課程では人権教育は必須であり、同和問題の現状を理解させる。

来賓

自由民主党 幹事長 二階 俊博

公益社団法人全国人権教育研究協議会 事務局長 柏木 康夫

一般社団法人LGBT理解増進会 代表理事 繁内 幸治

立ち寄られた国会議員

衆議院議員

稲田 朋美(福井1)▽かみたに 昇(比近畿)▽木村 やよい(比近畿)▽坂本 哲志(熊本3)▽しげもと 護(比近畿)▽田中 英之(京都4)▽竹本 直一(大阪5)▽長坂 康正(愛知9)

参議院議員

佐藤 啓(奈良)

祝電

衆議院議員

安藤 裕▽池田 佳隆▽大塚 高司▽大隈 和英▽木村 やよい▽左藤 章▽竹本 直一▽谷川 とむ▽原田 憲治

参議院議員

松川 るい

大阪府関係

知事 松井 一郎▽自由民主党・無所属大阪府議会議員団幹事長 花谷 充倫

大阪市長 吉村 洋文▽自由民主党市民クラブ大阪市民議会議員団▽堺市長 竹山 修身▽堺市議会議員 西村 昭三▽吹田市長 後藤 圭二▽高石市長 阪口 伸六▽枚方市長 伏見 隆▽阪南市長 水野 謙二▽藤井寺市長 國下 和男▽泉大津市長 南出 賢一▽柏原市長 富宅 正浩▽摂津市長 森山 一正▽河内市長 島田 智明▽泉南市長 竹中 勇人▽東大阪市 野田 義和▽交野市長 黒田 実▽羽曳野市長 北川 嗣雄

長 黒田 実▽羽曳野市長 北川 嗣雄

京都府関係

京都府議会議員

井上 重典▽うもと 和久▽尾形 賢▽岸本 祐一▽近藤 永太郎▽菅谷 寛志▽二之湯 真土▽のせ まさひろ▽藤山 裕紀子▽村田 正治

京都市長 門川 大作

市議会議員

小林 正明▽さくらい 泰広▽富 きくお▽中村 三之助▽吉井 あきら

木津川市長 河井 規子▽向日市長 安田 守▽京田辺市長 石井 明三▽京丹後市長 三崎 政直▽城陽市長 奥田 敏晴▽亀岡市長 桂川 孝裕▽宮津市長 城崎 雅文▽南丹市長 西村 良平▽宇治市長 山本 正▽京丹波市長 太田 昇▽伊根町長 吉本 秀樹▽精華町長 木村 要▽宇治田原町長 西谷 信夫▽久我山町長 信貴 康孝▽与謝野町長 山添 藤真▽南山城村長 手仲 圓容

和歌山県関係

知事 仁坂 吉伸

和歌山市長 尾花 正啓▽有田市長 望月 良男▽田辺市長 真砂 充敏▽海南市長 神出 政巳▽橋本市長 平木 哲朗▽紀の川市長 中村 慎司▽御坊市長 柏木 征夫▽新宮市長 田岡 実千年▽岩出市長 中芝 正幸▽九度山町長 岡本 章▽すさみ町長 岩田 勉▽湯浅町長 上山 章善▽美浜町長 森下 誠史

愛知県関係

知事 大村 秀章▽県議会議員 石塚 アポロ▽名古屋市長 中里 高之

福岡県関係

人権・同和对策局長 清水 智親

熊本県関係

嘉島町長 荒木 泰臣▽同教育長 高野 隆▽南阿蘇村長 吉良 清一▽同教育長 松野 孝雄

その他

全国隣保連絡協議会

会長 川崎 正明

定期中央省庁要請行動

中央本部(川上高幸 会長)では、11月22日午前11時から正午までの1時間、関係省である法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省の4省へ、同和問題の早期完全解決にむけた定期中央省庁要請行動を、各都府県本部から、1班に1名の総勢77名が4班に分かれて行った。

国会開催中公務多忙の中、要請行動の受け入れ態勢を整えられた各省の皆様には感謝を申し上げます。なお、要望事項は、次号に掲載。

1班 法務省

- 班長 野口 賢二 副会長
副班長 天野二三男 総務委員長
記録係 平河 秀樹 事務局長

法務省の出席者
人権擁護局

- 総務課長 佐久間佳枝
調査救済課長 大橋 光典
人権啓発課長 中村 誠
参事官 中島 行雄
局付 関口 奈々
補佐官 高橋 要
河野 順子
来問 健
岡本 圭二
杉田 達哉
板谷 秀継
川野麻衣子
専門官 齋藤 大

2班 国土交通省

- 班長 上田 藤兵衛 副会長
副班長 藤本 周一 組織委員長
記録係 山口 勝広 事務局次長

国土交通省の出席者
大臣官房

- 人事課 係長 横山 大悟
総務課 係長 倉信 二朗
総合政策局 安心生活政策課
課長補佐 森岡 信人
都市局 街路交通施設課
企画専門官 島峯 克弥
水管理・国土保全局
下水道事業課
課長補佐 宮内 善男
道路局 環境安全・防災課
企画専門官 本田 智
住宅局 住宅総合整備課
課長補佐 鈴木 孝太
住環境整備室
室長 上森 康幹
企画専門官 藤井 利幸

3班 文部科学省

- 班長 川上 高幸 会長
副班長 堀田 信美 教啓委員長
記録係 木村 仁 産就委員長

文部科学省の出席者
初等中等教育局
児童生徒課

- 課長補佐 田島 博樹
指導調査係
課長補佐 片桐由紀子
専門官(併)係長 中嶋 俊輔
大臣官房 人事課

任用班 任用三係

- 係長 玉城 直
文教施設企画・防災部
施設企画課 指導第一係
係長 山下 孝宜

総合教育政策局
男女共同参画

- 共生社会学習・安全課
共生社会学習企画係
係長 横島香菜美
教育人材政策課
教職員研修係
専門職 郡甲 理文
教委免許企画室 免許係
専門職 後藤 成美
生涯学習推進課
民間教育事業振興室
民間教育事業第一係
係長 川瀬 成彦
地域学習推進課 庶務係
係長 野角 豪

初等中等教育局
特別支援教育課

- 企画調査係
係長 酒井 吉彦
児童生徒課
生徒指導室
生徒指導第一係
係長 小林 美紀
生徒指導第二係
係長 舛金 紀幸

教育課程課
教育課程第一係

- 専門職 加藤 篤
高等教育局
学生・留学生課
奨学事業係
係員 渡辺 真澄

スポーツ庁

- 健康スポーツ課
障害者スポーツ振興室
障害者スポーツ係
係長 有田 正寿

4班 厚生労働省

- 班長 阪本 孝義 副会長
副班長 栗原 英明 人権委員長
記録係 上田 信輝 青年部長

厚生労働省の出席者
大臣官房

- 人事課 課長補佐 山崎 謙
研修補償係 村上 晃一
国際労働・協力室
国際労働第一係 小川 遼
総務課 澁谷 幸央
職業安定局
雇用開発部
雇用開発企画課
就労支援室
室長補佐 西方 雅一
就労支援第二係
係長 徳富 久士

障害雇用対策課
雇用指導第二係

- 松井 大輔
予算係長 大友 隆児
社会・援護局
地域福祉課
障害保険福祉部
企画課
企画法令係 堀口 弘貴
障害福祉課
地域生活支援推進室
相談支援係 原 一晃

都府県本部関係

岐阜県本部(会長 橋本敏春)では、第37回総会を5月21日午後1時30分から、岐阜市内の「岐阜グランドホテル」に110名を集め開催した。

総会では、ぎふ人権文化研究所主宰の桑原律さんが、「明治から150年」—同和問題解決への歩みと課題—のテーマでの基調講演と黒野小学校の校長である深尾雅人さんが「人権尊重・思いやりの歌」の歌唱・演奏を披露された。

大阪府本部(会長 阪本孝義)では、第33回大会を7月1日午後1時から、大阪市内の「シテイプラザ大阪」に230名を集め開催した。

大会では、「人の心に潜む差別」のテーマで、大阪芸術大学客員教授の旭堂南陵さんが講演をされた。

熊本県本部(会長 国武 香)では、第30回研修大会を7月8日午後1時から、熊本市内の「グレイシア水前寺共済会館」に120名を集め開催した。

大会では、熊本県環境生活部県民生活局の人権同和政策課長の森上大右さんが、「益城町発防災教育から見た人権教育・啓発」—その共通点—のテーマで記念講演をされた。

東京都本部(会長 川上高幸)では、平成30年度大会を8月3日午後2時から、千代田区内の「憲政記念館」に500名を集め開催した。

大会では、京都産業大学文化学部

教授の灘本昌久さんと、平河秀樹・中央本部事務局長が、「人権啓発の今日的課題」—啓発資料を検証する—のテーマで対談を行った。

併せて、関東ブロックの大会も開催した。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第33回大会を8月2日午後2時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第19回大会を8月28日午後1時から、佐賀市内の「グランデはがくれ」に120名を集め開催した。

大会では、「日常生活の中にある差別意識」—部落差別問題から考える—のテーマで、佐賀市人権・同和対策・男女参画課の社会同和教育指導員の西村正元さんが記念講演をされた。

福岡県本部(会長 上田卓雄)では、第30回大会を9月3日午後1時30分から、北九州市内の「北九州ハイツ」に120名を集め開催した。

大会では、平河秀樹・中央本部事務局長が「人権教育・啓発の今日的課題」—啓発資料を検証する—のテーマで記念講演をされた。

千葉県本部(会長 木村 仁)では、平成30年度大会を9月9日午後1時30分から、柏市内の「東葛テクノプラザ」に360名を集め開催した。

大会では、参議院議員の元榮太一郎さんが「3つの視点から見た人権」のテーマで講演をされた。

長崎県本部(会長 栗原英明)では、9月29日午後1時より、佐世保市内の「労働福祉センター」に、100名余りを集め、平成30年度研修大会を開催した。

大会では、『部落史』学習の在り方を考える—「プラスイメージへの転換」—のテーマで、長崎県県民生活部人権・同和対策課の課長補佐である菅 康弘さんが記念講演をされた。

愛知県本部(会長 塚 一)では、10月7日午前10時30分より、あま市内の「あま市人権ふれあいセンター」に、150名余りを集め、第24回研修大会を開催した。

大会では、岐阜県本部の橋本敏春・会長が「部落差別問題」のテーマで記念講演をされた。

奈良県本部(会長 渡辺佐智雄)では、平成30年度の研修大会を、11月3日午後1時30分より、橿原市内の「橿原ロイヤルホテル」に、100名余りを集め開催した。

大会では、元龍谷大学人権論講師の松本城洲男さんが「音楽と人権」のテーマで、映像と演奏を取り入れた記念講演をされた。

大分県本部(会長 木村庄一)では、10月21日午後1時から、別府市内の「別府国際コンベンションセンター」に80名を集め第4回大会を行った。

大会では、「人権啓発の今日的課題」—啓発資料を検証する—とのテーマで、平河秀樹・中央本部事務局長が記念講演をされた。

宮崎県本部(会長 長友一馬)では、11月4日午後1時より、宮崎市内の「市民プラザ」に120名余りを集め、平成30年度研修大会を開催した。

大会では、南九州短期大学の名誉教授である佐保忠智さんが「明るい社会の創造をめざして」のテーマで記念講演をされた。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第16回チャリティゴルフ大会を、11月15日に江北町内の「花祭ゴルフ倶楽部」において、17組65名を集め開催した。

今回も、佐賀県視覚障害者団体連合会に10万円を寄附した。

京都懇話会(京都商工会議所、自由同和会京都府本部・京都市協議会で構成)では、第23回人権セミナーを12月6日午後3時から、京都市内の「京都ホテルオークラ」に250名を集め開催した。

セミナーでは、本年が国連の世界人権宣言70周年を記念して「世界から見た日本の人権政策の現状と課題」—世界人権宣言70周年を迎えて—のテーマで、(公社)世界人権問題研究センター所長・同志社大学邦楽教授の坂元茂樹さんが記念講演をされるとともに、山口勝弘・京都府本部事務局長とフリートークを行った。

謹賀新年

2019年 元旦

部落解放運動四十年を振り返って③ 部落解放に反天皇制は無用 10

灘本 昌久

しかし、多くの研究者の忠告も、無駄に終わった。こうした内部的な問題を外に漏らしたことで、当時の部落解放同盟京都府連委員長の感情を大いに害したようで、京都府連との話は膠着してしまった。

その後、解放同盟は辞めると言い、私は辞めないといい、静かなにらみ合いのような状況が続いた。そしてその間、さまざまな人からの意見をいただいたり、お励ましの手紙をいただいたりした。

それらの意見を総合すると、部落解放運動に直接関係がなく、左翼運動とも関係ない人は、私の「部落解放に反天皇制は無用」を読んで、特に違和感なく、素直に飲み込むことができる。まあ、当たり前かも知れないが。

研究者はどうか。部落解放運動に関わる研究者は、おおむね左翼的であるが、そうした人は、「部落解放に反天皇制は無用」という結論には賛同できないが、議論はおおいにすべきであるという人が大部分であった。灘本がけしからんので、辞めるべきだと言う人は、ごく少数である。京都部落史研究所の元所長で、部落解放運動が天皇制反対であることを高く評価していた師岡佑行氏は、私の論文に対する批判として「反天皇制は部落解放の核心である」を執筆

してくださったが、論文の件で解放同盟が私に辞任要求を突きつけたことに対して、おおいに失望しておられた。氏の「(部落解放同盟は)議論が嫌いなんだなあ」という深いため息が忘れられない。師岡佑行氏は、かなり部落解放運動に失望して京都府連史研究所の所長を辞めているので、なおさら議論を封殺する態度にあされたのだろうと思う。

花園大学八木晃介教授は、部落解放運動に関わる解放同盟系の学者の中でも、かなり反体制的で左翼的な人だと思っているが、やはり、私への辞任要求は言論の自由に関わる重大な問題だと感じられたようで、解放同盟傘下にある「京都私立大学人権問題懇話会」で取り上げて、問題にしようかと提案してくださった。まあ、私としては、それほどことを荒立てなくても、何とかなると思っていたので、しばらくは様子を見てもらうことにして、気持ちだけをいただいでおいた。今から思えば、十数大学が加盟する人権団体として、どう考えるかを議論して、社会的に明らかにしてもらって、今でも良かったなと思うが、今となっては手遅れである。

いつぼうで、残念なのは、解放同盟員の中には、意見の違いはあっても議論をたたかわせることで解決しようという考えは、少数であった。私と親しい関係にあった人も含めて、解放同盟の組織内の人は、おお

むね、天皇制反対の方針に反対する人は、辞任もやむなしという空気が支配的であった。人権を標榜する団体の構成メンバーが、学問の自由や言論の自由に対して、一般なみの理解にも達していないことは、ゆゆしきことと思わざるをえない。部落解放同盟は、差別糾弾には強硬な態度をとるけれども、人権に関する真の理解が相当不足しているというのが実際のところだろう。組織内でセクハラやパワハラがたびたび起こっている現状が解放同盟内にあるが、民主主義全般への無理解とおおいに関係していると思わざるをえない。

また、私が今回の一件で、残念に思うことは、部落解放同盟が反天皇制を掲げているにもかかわらず、実は、あまり天皇制反対に本気ではないということである。天皇制が部落差別を引き起こす根本原因だと思えば、全力をあげて天皇制に反対すべきである。ところが、解放同盟の天皇制反対の本気度に疑問をいだかせる例が多々あるのだ。

私が「部落解放に反天皇制は無用」論文を書いた半年ほど前の二〇〇二年一月二日、部落解放同盟京都府連は、「仲田直先生を囲む会」を開催して、その司会を私に依頼してきた。この会は、京都市の小学校教員を務められ、京都市の文化観光局長や仏教大学教授などを歴任された仲田直先生が、叙勲された、つまりは天皇から勲章をいただいたことを

祝う会である。私は日頃お世話になつている中田先生が、長年の功績で叙勲されることはおおいにめでたいことだと、二つ返事で引き受けた。しかし、叙勲の祝賀会の司会は頼むけれども、解放運動の反天皇制の方針に疑問を投げかけるのは許さないというのは、逆だと思うのだ。天皇制が部落差別の元凶だと思えば、叙勲の祝賀会など、京都府連の幹部が勢ぞろいしてやるものではない。

口では反天皇制だが、行動が伴わない例はこれに限らない。私と解放同盟が辞職するしないでもめている時に、何人かの解放同盟員から聞いた話では、部落解放同盟の現役の中央執行委員である岡山のD氏(私は事実関係を確認していないので、ここでは名前を伏せる)が、やはり天皇からの叙勲で祝賀会を大々的にやったそうである。組織の外部の間である私に、天皇制反対への批判をさせないでおきながら、現役の中執が、公然と叙勲を受けて祝賀会を開くというのは、理屈に合わないことである。それに、天皇制が部落差別の元凶だと本気で考えているのなら、天皇からの叙勲を受けてはしゃいでいるような人は、直ちに辞職を促すべきであろう。促すというより、除名や権利停止など、きっぱりとした処分を求めたいものである。

こうした二枚舌的態度は、反天皇制をとこまで本気で必要と考えているのか、疑問をいだかせる。(続く)